平成２２年（フ）第１０８７３号
東京都板橋区成増２丁目９－５－808
債務者　飛田和かず子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８８３号
東京都板橋区仲町39－２－203
債務者　齋藤　里実
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８８５号
東京都調布市飛田給２丁目42－12－103
債務者　長谷部　亮
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８９０号
東京都江東区大島２丁目10－17－311
債務者　坂本　秀男
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０９１０号
東京都荒川区荒川４丁目８－１－402
債務者　石井　克幸
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１５号
東京都東大和市南街５丁目68番地の１セントラル東大和401号
債務者　富樫　美貴
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０８０７号
東京都足立区竹の塚３丁目11－４－510
債務者　関口　勝治
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８６６号
東京都世田谷区祖師谷６丁目８－７
債務者　宮原ゆきこ
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３０号
横浜市南区堀ノ内町２丁目246番地
債務者　宮田　優子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１９号
東京都国分寺市内藤１丁目７番地15ぐるめらんビル303
債務者　田所理恵子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８３６号
東京都町田市木曽東４丁目14番イ27－412号
債務者　若松　一美
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８３１号
東京都小平市天神町１丁目８番地
債務者　松川　　昭
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９８８号
静岡市葵区羽鳥４丁目24番23号
債務者　森　まゆみ
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３３号
静岡市葵区辰起町５番14号、旧住所静岡県榛原郡吉田町住吉5434番地の３
債務者　瀬口　　歩
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９７号
静岡市葵区平和３丁目13番６号　サンコーポ平和302号
債務者　村松　宗彦
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０５号
静岡市葵区美川町３番３－14号、住民票上の住所静岡市駿河区東新田４丁目１番１－406号
債務者　竹下　　徹
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部